

みなし決議に関する理事会議事録

1. 理事会の決議のあったものとみなされた事項の内容

議案第6号 代表理事（理事長）の選定について

久保山 雅彦 氏を公益財団法人北九州市芸術文化振興財団代表理事（理事長）に選定する。

2. 1の事項を提案した理事

理事 龍 亜希

3. 理事会の決議がかったものとみなされた日

令和7年6月20日

4. 議事録の作成にかかる職務を行った理事の氏名

理事長 久保山 雅彦

以上のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条及び定款第35条の規定に基づく提案について、理事全員が書面により同意の意思を表示し、各監事が異議を述べなかったため、理事会の決議がかったものとみなされたので、これを証するために本議事録を作成し、議事録の作成にかかる職務を行った理事が次に記入押印する。

令和7年6月20日

公益財団法人北九州市芸術文化振興財団
議事録作成者 理事長 久保山 雅彦